

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則  
 第1条第1号ただし書並びに第3条第1号ただし書及び第2号の規定に基づき、同規則第1条第1号ただし書の農林水産大臣が定める規模等

【愛知県】

地 域 名	規則第1条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模(注1)	規則第3条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模(注2)	規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣が定める規模(注3)
	(ha)	(ha)	(ha)
名古屋市	2.6	12.8	7.0
豊橋市	—	—	—
旧豊橋市	3.6	18.2	7.0
旧前芝村	4.0	20.0	7.0
旧二川町	4.0	20.0	7.0
旧高豊村(中山間地域)	4.0	20.0	4.0
旧老津村(中山間地域)	4.0	20.0	4.0
旧石巻村(中山間地域)	3.7	18.3	4.0
旧杉山村	4.0	20.0	7.0
旧賀茂村	4.0	20.0	7.0
岡崎市	2.6	12.8	8.6
一宮市	2.6	12.8	7.0
瀬戸市	—	—	—
旧瀬戸市	2.6	12.8	7.0
旧幡山村	2.6	13.0	7.0
旧水野村	2.6	12.8	7.0
旧品野町(中山間地域)	2.6	10.0	4.0
半田市	4.0	20.0	7.0
春日井市	3.7	18.6	7.0
豊川市	3.9	19.3	7.0
津島市	3.9	19.5	7.0
碧南市	4.0	20.0	7.0
刈谷市	4.0	20.0	7.3
豊田市	2.8	13.8	8.5
安城市	4.0	20.0	8.8
西尾市	4.0	20.0	8.5
蒲郡市	2.6	12.8	7.0
常滑市	4.0	20.0	7.0
江南市	2.6	12.8	7.8
小牧市	2.6	12.8	7.0
犬山市	—	—	—
旧犬山町	2.6	12.8	7.0
旧楽田町	2.6	12.8	7.0
旧羽黒村	2.6	12.8	7.0
旧池野村(中山間地域)	2.6	10.0	4.0
旧城東村(中山間地域)	2.6	10.0	4.0
稲沢市	3.0	15.0	7.0
新城市	2.6	12.9	4.0
東海市	3.5	17.3	7.0
大府市	4.0	20.0	7.0
知多市	4.0	20.0	7.0

【愛知県】

地 域 名	規則第1条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模(注1)	規則第3条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模(注2)	規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣が定める規模(注3)
	(ha)	(ha)	(ha)
知立市	4.0	20.0	8.5
尾張旭市	2.6	12.8	7.0
高浜市	4.0	20.0	7.0
岩倉市	2.9	14.3	7.0
豊明市	4.0	20.0	7.0
日進市	4.0	20.0	7.0
東郷町	4.0	20.0	7.0
長久手町	4.0	20.0	7.0
清須市	2.6	12.8	7.0
豊山町	2.9	14.4	7.0
北名古屋市	3.4	16.9	7.0
春日町	2.6	12.8	7.0
大口町	2.8	13.8	8.1
扶桑町	2.6	12.8	7.0
七宝町	4.0	20.0	7.0
美和町	4.0	20.0	7.0
甚目寺町	3.7	18.3	7.0
大治町	2.6	12.8	7.0
蟹江町	3.0	15.1	7.0
弥富市	4.0	20.0	7.0
飛島村	4.0	20.0	7.5
愛西市	4.0	20.0	7.0
阿久比町	4.0	20.0	7.0
東浦町	4.0	20.0	7.0
南知多町	4.0	20.0	7.0
美浜町	4.0	20.0	7.0
武豊町	4.0	20.0	7.0
一色町	3.8	19.0	7.0
吉良町	3.8	18.9	9.0
幡豆町	2.6	12.8	7.0
幸田町	4.0	20.0	8.1
三好町	4.0	20.0	7.4
設楽町	2.6	10.0	4.3
東栄町	2.6	10.0	6.8
豊根村	2.6	10.0	6.7
音羽町	2.6	10.0	4.0
小坂井町	3.1	15.6	7.0
御津町	4.0	20.0	7.0
田原市	4.0	20.0	7.0

注1 「規則第1条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模」とは、認定農業者に係る経営規模である。

注2 「規則第3条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模」とは、集落営農組織に係る経営規模である。

注3 「規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣が定める規模」とは、生産調整面積の過半を受託する組織に係る経営規模である。